

教育における多文化、平等、普遍化

— 外国人労働者の増加と教育の課題 —

お茶の水女子大学 宮島 喬

外国人子弟の増加とその背景

1980年代半ばから顕著になった一つの傾向は日本における就労目的の外国人の来日の増加であり、さらにはわが国の外国人人口には従来はごく少数にすぎなかった東南アジア、西アジア出身者の増加である。これら外国人は動機の上では一応短期出稼ぎ型に属し、単身で来日するケースが多いが、それでも子供の数は徐々に増加をみえてきた。また、インドシナ等の難民の受入れによっても、外国人子弟が増加した。一方80年代末からは、合法的就労の可能な日系ブラジル、ペルー人（日系三世が少なくない）の来日が急増し、法的地位がより安定していることから、家族帯同のケースがかなりの割合に達している。なお、日系中国人（いわゆる「残留者」）を含む中国人も多いことは付け加えておきたい。

ここで指摘されるべきことは、在日外国人の多数を占めてきた韓国・朝鮮人および中国人とは異なる、非漢字文化圏に属する外国人の増加という事実、さらには文化的にもいわゆる儒教文化とは大きな距離のある人々の増加である。日系人については、「血のつながり」を実体視する見方もあるが、実際には移民者三世さらには四世の特徴として価値、行動様式の現地化はいちじるしく進んでいる。単に日本語の保持がなされていないというだけでなく、ラテン・アメリカ化された行動様式も顕著であり、教育文化の点でもしばしばわが国のそれと対照的な特徴を示している。以上の所与の事実によって提起されてきた教育上の課題、これを明示化し認識することが求められている。

しかし、そのような特徴および問題をもった学齢期の子供の数を把握することは容易ではない。

「日本語の分からない児童・生徒」を一応の指標

とするにしても、その推計はまちまちである。文部省の91年9月の全国公立小・中学校の「日本語教育が必要な外国人児童・生徒」調査の掲げる数、5,463人は明らかに過少であり、2万人という別の推定の方が実態に近いと思われる（なお「日本語教育が必要」とは日常生活レベルのことか、教科レベルのことかが明確でない）。それともかく文部省調査によれば、これら外国人子弟の母語はポルトガル語35.5%、中国語29.7%、スペイン語10.9%、ベトナム語4.8%等となっている。多文化化の教育とその前提

過去において日本は事実上複数民族社会的な様相をおびながら、これを公教育のなかに反映させることを一貫して避けてきた。戦前、朝鮮民族に課した「皇民化政策」が極端な同化主義に立っていたことは周知の通りである。戦後も公教育は日人対象の日本語による教育であり、超国家主義への反省はあれ、異なる民族の観点を導入することには警戒的であった。それゆえ多民族化状況に対応できるような経験の蓄積はほとんどない。文部省が対応に乗りだした「国際教育」も、理念、プログラムなしの担当教諭枠の配当に止まっている。

多民族化がはるかに進んでいる欧米では、さまざまな試行がなされ、少なくとも、受入れ国の言語の教育のみにとどまっているケースは少ない。バイリンガル教育は、少なくとも対象外国人（移民）の母語を教育のなかに採り入れる試みであり、それなりの能力と訓練を経た教師を要求するほか、事実上も複数の文化のパースペクティブを取りこむことになる。もっと明瞭に「多文化」をかかげる例は英国の移民人口の多い自治体等に見られるが、それは父母やそのコミュニティの要求に応じ受入れ社会の文化とは異質な文化の価値、行動様

式を(積極的に教えずとも)許容することである。

しかしここで、次のような議論が必要になる。教育における多文化化とは、単に日本語教育そのものでも、そのためのバイリンガリズム導入でもないとするれば、増大する民族集団の要求のそれぞれに対応し、それぞれの文化価値を許容していくことなのだろうか。そうではありえないだろう。重要なのは、これら外国人とのどのような共生のあり方をめざすか、かれらを社会生活にどのように統合するか、という根本的な問いと方向設定であろう。フランスのように、「非宗教性」「個人主義」等の価値に拠りつつ移民子弟の社会統合を図ろうとする国もある。ただ、ホスト社会の価値をこのように明示化する場合、エスノセントリズムの危険を避ける自己チェックが絶えず迫られる。

今日の日本ではこうした議論は決定的に欠けている。現状では、例えば首都圏のA市の国際教育担当者が嘆くように「増える外国人子弟に日常的な日本語力をつけるだけで精一杯で、かれらの将来コースを考えた指導などまったくできない」という状況が一般的である。ちなみにA市では、外国人子弟に特に配慮されたような高校進学コースはなく、かれらの進学の道は閉ざされている。

教育における平等の再定義の必要

日本語が不自由であるのみならず、文化的にも距離のある外国人児童・生徒への、そのハンディキャップを埋めるための教育は、相応の努力と人材を要求する。アメリカでは二言語教育のための予算は、連邦レベルだけでも巨額に達している。

形式的な機会均等、すなわち日本人生徒・児童と同じ条件での教育を保障するだけではこの課題は達せられない。機会の平等からいわゆる結果の平等へ、の思考の転換が要求される。だが、外国人労働者受入れに関し短絡的に議論する向きは、これを負のコストとみがちである。教育における「平等」の再定義をもとめる立場と、これら「コスト」論に立つ外国人労働者論との間の議論の必要は高まっている。たとえば神奈川県B町をはじ

めとする小規模自治体では、日系人子弟およびその保護者への日本語教育のためにかなりの町財政の負担を強いられている。こうした負担について国、企業との間の適切な協力関係も合意も形成されていない。これも、今後の重要な課題であろう。教育内容の見直しと普遍化

いわゆる「文化資本」論の観点によるフランスの研究者たちは、移民の子供の学力不振の原因を子供がそのなかに位置している文化と、フランスの学校文化との隔りの中にさぐり、「子供たちが学校に適応すべきなのか、それとも学校がかれらに適応すべきなのか?」(“Les enfants de l’immigration et la réussite scolaire”, Homme et Migrations, No.1123, 1989)という問いをあげて発している。もちろん、これにたいする答えは二者択一ではありえない。しかし、わが国の現状では、学校の規則や教科内容に外国人子弟も日本人同様適応すべきだ、という議論はあまりにも一方的である。日本滞在は長くて数年間で、その後帰国する予定のブラジル人の子供に漢字の学習や、日本の古代の歴史の学習を課するのにどれだけの意味があるか、また、かれらがどれだけの成果あげうるか、は言わずとも明らかだろう。

問題は二つに分かれると思われる。一つは、わが国の学校の教科カリキュラムは現状では外国人の児童生徒から大量の脱落者を生むだろうということであり、これはかれらの所与の「文化資本」との関係で避けがたいと思われる。非漢字文化圏出身者が外国人のなかに多数を占めるようになっていたことを見逃してはならない。いま一つの問題は、多文化化に対応する教育が単なる相対主義や雑多な知識の寄せ集めの伝達であってならない以上、何が普遍的に意味のある知かが問い直されなければならないという点にある。外国人子弟にとって漢字教育と母国語教育のいずれが意味があるか、日本固有の歴史・文化の学習と人類史的な歴史の流れを知ることのいずれが意味があるか。こうした学校知のあり方までが問われることになる。